

富士急行株式会社と

「災害時における活動拠点としての施設使用に関する協定」を締結します

昨今、大規模地震や豪雨（以下「大規模災害等」という。）による被害が全国各地で発生しており、本市でも、令和元年台風第19号により、甚大な被害が発生しました。

本市では、そうした災害の教訓から、救出・救助活動やライフラインの早期復旧などの被災者支援を迅速に行うために、市外から応援に来る警察、消防、自衛隊及びライフライン事業者（以下「活動者」という。）の活動拠点の確保を進めており、この度、富士急行株式会社と施設使用に関する協定を締結します。

1 締結式の日程

(1) 日 時

令和2年1月23日（木）午後3時30分から

(2) 会 場

相模原市役所本庁舎2階 第1特別会議室

(3) 出席者

- ・富士急行株式会社 代表取締役社長 堀内 光一郎
- ・相模原市 市長 本村 賢太郎

2 協定締結の目的

大規模災害等により、活動者の応援が必要となった場合に、富士急行株式会社が所有するさがみ湖リゾートプレジャーフォレスト内の施設を、活動者の宿营地、車両置き場、資機材置き場等（以下「活動場所」という。）として開放し、円滑な支援を促進することを目的とします。

3 提供していただく施設

市の要請に基づき、さがみ湖リゾートプレジャーフォレスト内の次の施設を活動場所として開放していただきます。

(1) 来園者駐車場

(2) 入浴施設

問合せ先
危機管理局危機管理課
042-769-8208（直通）
対応責任者 課長 内田 和也